（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

**第十二条**　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第十七条の二の二第三号 | 及び生年月日 | 、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。） |
| 第十七条の三第一項第一号 | 及び住所 | 、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。） |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第二十二条第一項（各号を除く。） | 、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金 | 、退職共済年金 |
| | 法第二十五条において準用する組合法第四十五条 | 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条 |
| | 相続人 | 者 |
| 第二十二条第一項第一号 | 及び住所 | 、住所及び本人確認番号 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第二十五条第一項（各号を除く。） | 法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第一号 | 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

**第十二条**　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十条の二第三項、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号並びに第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで及び第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第十七条の二の二 | 及び生年月日 | 、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。） |
| 第十七条の三 | 及び住所 | 、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。） |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第二十二条第一項 | 、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金 | 、退職共済年金 |
| | 法第二十五条において準用する組合法第四十五条 | 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条 |
| | 相続人 | 者 |
| | 及び住所 | 、住所及び本人確認番号 |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第二十五条第一項 | 法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第一号 | 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項において読み替えられた改正前国共済法第七十